

第 8 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成27年1月27日

閉 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 8 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成27年1月27日（火曜日）

午前10時1分開議

午前11時8分閉会

本日の会議に付した事件

報告事項

- ①熊本広域大水害からの復旧・復興の状況について
- ②公共土木施設の長寿命化計画について
- ③熊本都市圏パーソントリップ調査について
- ④土砂災害防止法の改正概要について
- ⑤川辺川ダムに関する最近の状況について

出席委員（6人）

委員長	東	充	美
副委員長	緒	方	勇
委員	山	本	秀
委員	吉	永	和
委員	森	浩	二
委員	磯	田	毅

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長	猿	渡	慶	一
総括審議員兼				
河川港湾局長	渡	邊	茂	茂
政策審議監	金	子	徳	政
道路都市局長	手	島	健	司
建築住宅局長	平	井	章	章
監理課長	成	富	守	守
用地対策課長	久	保	隆	生
土木技術管理課長	古	澤	章	吾

道路整備課長 宮 部 静 夫

道路保全課長 高 永 文 法

都市計画課長 松 永 信 弘

下水環境課長 宮 本 秀 一

河川課長 持 田 浩

政策監兼

河川開発室長 村 上 義 幸

港湾課長 平 山 高 志

砂防課長 緒 方 進 一

建築課長 田 邊 肇

営繕課長 深 水 俊 博

住宅課長 清 水 照 親

事務局職員出席者

議事課課長補佐 井 隆 彦

政務調査課主幹 松 野 勇

午前10時1分開議

○東充美委員長 それでは、ただいまから第8回の建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

それでは、本日の議題に入ります。執行部からの報告の申し出が、5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を受けた後、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、関係課長から説明をお願いします。

○成富監理課長 それでは、お手元の資料の報告事項1をお願いします。A3の横書きでございませう。

熊本広域大水害からの復旧・復興の状況です。

1の、進捗状況の括弧の中でございますけれども、(1)が災害復旧事業、災害関連事業の内容でございます。

道路の未執行理由については、復旧現場までの進入路がなく、片側から施工していることが原因でございまして、平成27年度中には完成の予定でございます。

河川、砂防の未執行の主たる理由は、工法変更協議や用地取得に時間を要したことでございます。こちらについても、平成27年度中に完成予定です。

(2)激甚災害対策特別緊急事業・災害関連緊急(砂防)事業の内容でございます。

白川77.6%、黒川は26.5%の進捗率であり、砂防の災害関連緊急砂防事業は100%で、激甚災害対策特別緊急事業は28.5%の進捗率となっております。今後、スピード感を持って推進していくこととしております。

2の、熊本広域大被害関係予算の推移と見込みです。

熊本広域大被害に係る総予算は、約578億円です。

ポツの2つ目ですけれども、平成25年度までに約54%の約317億円を、平成26年度までに約75%の433億円を予算化しており、執行していくこととなっております。

砂防激特は平成27年度まで、河川激特は平成28、29年度まで予算化し執行していくこととなります。

監理課の説明は、以上です。

○久保用地対策課長 用地対策課でございます。

報告事項1の資料右ページ、3、白川激特事業(熊本市工区)の進捗状況について御説明させていただきます。

熊本広域大被害に係る復旧・復興事業にしましては、昨年8月の常任委員会で、熊本市から阿蘇地域に至る全体の用地取得状況を御説明させていただいておりますので、本日

は熊本市内の状況に限って御説明を申し上げます。

資料上段枠内の黒丸の1つ目に記載しておりますとおり、熊本市内の白川河川事業につきましては、現時点まで必要な用地面積の約93%を取得済みまたは契約を締結しているところでございます。特に家屋被害が大きく、報道でも大きく取り上げられました龍田陳内4丁目、資料下の右のほうに現地の航空写真を掲載しておりますけれども、ここにつきましては昨年12月末時点で、必要な民有地の建物全てにつきまして取得済みまたは契約を締結したところでございます。詳細は、中段(1)の用地取得の状況に全体及び龍田陳内4丁目の状況として記載しているとおりでございます。

補償金額を提示しての用地交渉に入りまして、平成24年12月が入りました時点でございますので、現在まで2年1カ月の間で地域住民の皆様の御理解、御協力をいただきながら、かなりスピーディーに用地取得を進めることができたのではないかと考えているところでございます。

龍田陳内4丁目におきましては、新居建築中のためまだ撤去が進んでない住宅ですとか、熊本市の公園代替施設の設置が必要なため、今、熊本市と協議中でございますが、こういった公共物がまだ残ってはおりますものの、そのほかの大部分が着工できる状況となりましたので、黒丸の2つ目に記載しておりますとおり、昨年12月から河川ショートカットを行うために、本格的な掘削工事に着手したところでございます。

中段(2)の工事の状況に詳細を記載しておりますが、再来年の平成28年度中には現河川と新しい河川のつけかえ、つまり一番下の右側の写真で申しますと、U字型の現在の流れの下側の部分を赤い線の流れに変更しまして、黄色の斜線部分をほかの箇所から掘削してきました土砂で埋め上げていくという工事

を進めてまいります予定でございます。龍田陳内4丁目以外でも、用地取得の進捗状況に応じまして、さらに本格的な工事を進めてまいります予定でございます。

残る用地取得未了の案件につきましても、地域の住民の皆様の不安を取り除き安全・安心な河川整備を進めるため、激特事業の事業期間を念頭に置きながら、早期に取得し工事を進めることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

阿蘇地域におきましても同様に進めてまいりますので、今後とも委員各位の御支援・御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○成富監理課長 それでは、お手元の報告事項2をお願いします。

公共土木施設の長寿命化計画についての御報告でございます。

目次にありますように、まず1つ目として長寿命化計画の概要を監理課のほうで説明させていただきますまして、今回はその中で橋梁とトンネルについてそれぞれの課で説明をさせていただきますかと思っております。

それでは、1ページをお願いします。

1、長寿命化計画の概要でございます。(1)目的と趣旨でございますが、高度成長期に集中的に建設された社会資本が今後急速に老朽化していきます。県内も同じような状況でございます。

長寿命化計画は、より計画的、効率的に施設の管理を行うことにより、施設の長寿命化を図るとともに、維持管理のトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることを目的とするものでございます。

2ページをお願いします。

熊本県における長寿命化計画の策定状況でございます。15計画12計画を策定し、残り3計画、表の中の平成27年度の欄でございますけれども、熊本県植栽維持管理計画、八代北

部流域下水道長寿命化計画、砂防施設維持管理計画につきましては、平成27年度までに策定を予定しております。

3ページをお願いします。

熊本県土木部予算に占める維持管理費の推移と見込みです。

土木部予算が減少する中、既存公共土木施設の老朽化により、長寿命化計画に基づき計画的・効率的に管理を行ったとしても、維持管理費が増加し、予算全体に占める維持管理費及びその割合が大きくなります。平成26年度で約122億で25.6%、平成30年度は約151億で31.5%の見込みとなっております。

4ページをお願いします。

熊本県内の市町村の取り組み状況です。

まず、44市町村のうち半数近くとなる20市町村で土木技師数がゼロとなっており、今後、橋などの管理に支障が出るのではないかと懸念がされております。

右下のほうの、長寿命化計画の策定割合でございますけれども、橋梁、港湾、下水道、都市公園それぞれ、橋梁は15メートル以上で98%、橋梁15メートル以下で91%、港湾は80%、下水道は68%、都市公園で47%の策定状況となっております。

5ページをお願いします。

(5)県の取組状況の内容の説明をさせていただきます。

1としまして、国の施策への対応ということで、2点でございます。

まず1つ目ですけれども、インフラ長寿命化計画。昨年5月に国土交通省の行動計画決定がなされました。今後、県においては全庁的に横断的な検討組織を設置し、国が示したロードマップを参考に平成28年度をめどに計画策定を進めることとしております。

②の国土強靱化計画につきましては、昨年6月に国が国土強靱化基本計画を閣議決定しております。同時に、地方公共団体が策定する地域計画に向け、策定ガイドラインが示さ

れております。今後、県の検討体制を決定し、国土強靱化地域計画の策定に着手する予定としております。

2の、市町村への支援状況でございます。

3点ございます。

①まずは、市町村からの研修職員等の受け入れや県建設技術センターでの技術研修を行っております。

ポツにありますように、平成26年度に市町村から2振興局に派遣されている研修生について、メンテナンス等の研修項目を追加し研修をしている状況でございます。

②国と連携した相談窓口の設置や熊本県道路技術アドバイザー制度を昨年1月に創設しております。

③としまして、道路管理者である国・県・市町村・NEXCO等で構成する道路メンテナンス会議を昨年5月に設立し、道路管理者としての責務や意識の浸透・情報の共有・市町村への維持管理技術を含めた支援等を行っている状況でございます。

監理課の説明は、以上でございます。

○宮部道路整備課長 道路整備課でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

私のほうから橋梁の長寿命化修繕計画について御説明いたします。

図表の右中ほどに記載しておりますとおり、県が管理いたします橋梁は、この長寿命化計画策定時で、橋長が15メートル以上の橋が1,115橋、15メートル未満の橋が2,305橋、合計で3,420橋ございます。そのうち橋長が15メートル以上の橋の架設年次につきましては左側に記載しておりますが、建設後50年以上経過している橋梁の割合は、左下でございますが、平成26年時点で7%でございます。それが右ほどの20年後におきましては、約54%となります。

これら老朽化する道路橋の急速な増加に対

応するため、15メートル以上につきましては平成23年3月に、15メートル未満につきましては平成24年6月に橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしました。

8ページをお願いいたします。

長寿命化修繕計画の、基本的な考え方を御説明いたします。左のイメージ図をごらんください。

まず、橋ごとに定期点検を行います。そして、その結果によって修繕するか否かを診断いたします。修繕が必要な橋梁は計画的に修繕を行い、点検した5年後に再び点検を実施いたします。修繕が必要ないと判断された橋梁につきましても、同様に5年後に定期点検を実施します。これを繰り返してまいります。

続きまして、9ページをお願いいたします。

先ほど御説明いたしました点検につきましては、道路の老朽化や大規模災害の発生の可能性を踏まえた道路の適正な管理を図るため、平成26年7月1日に道路法施行規則の一部改正が施行され、橋梁やトンネルなど道路構造物の点検・診断についての統一基準が法定化されました。

内容は、大きく分けて5点でございます。左の表をごらんください。

まず1つ目が、点検は5年ごとに定期的実施すること。2つ目が、方法は近接目視で行うこと。3つ目が、実施者は必要な知識と技能を有すること。そして4つ目が、4段階評価で診断をすること。そして最後の5つ目が、点検及び措置の記録を保存することでございます。今後は、この内容で実施していくこととなります。

続きまして、10ページをお願いいたします。

点検計画について御説明いたします。点検計画につきましては、県が管理する橋が3,000超と多いため、平成26年度から30年度の5

年に振り分けて全橋を近接目視で実施することとしております。そして以後、この5年をワンセットとして考えまして、定期的に点検を行ってまいります。

続きまして、11ページをお願いいたします。修繕計画につきまして御説明いたします。

修繕計画は、最新の点検結果をもとに、橋梁ごとに策定いたします。

例えば、1つ目のナンバー1のA橋でございますが、平成21年度の点検結果の結果、Ⅱ、これは予防保全でございますが、予防保全と診断されたため、平成24年度に修繕を行います。そして、その後の平成26年度の点検では、Ⅰ、これは健全でございますが、健全と診断されたため、5年間は修繕を行いません。そして、その後の平成31年度の定期点検では、またⅡの予防保全と診断されたため、平成34年度に修繕を行うというようなイメージでございます。

このように、橋全部におきましてそれぞれ修繕計画を作成いたします。5年ごとの定期点検結果に基づき、予防保全的な修繕を繰り返すことにより、維持管理コストの最少化・平準化を図ってまいります。

最後に、12ページをお願いいたします。

橋長が15メートル以上の橋における、補修費のシミュレーションを記載しております。

青色が、損傷がひどくなって補修する事後補修の場合でございます。赤色が定期的に点検を行い、損傷が深刻化する前に予防保全的補修を行った場合のシミュレーションでございます。50年後には予防保全を行ったほうが事後補修より経費を約50%程度抑えることができるという結果になっております。

今後とも、道路管理者が責任を持って点検、診断、修繕、記録といったメンテナンスサイクルを実施し、橋の安全を確保してまいりたいと考えております。

道路整備課からは、以上でございます。よ

ろしくお願いいたします。

○高永道路保全課長 道路保全課長の高永です。

報告事項2の、13ページをお願いします。

トンネルの維持管理計画について説明します。14ページをごらんください。

この計画は、トンネルの急速な老朽化及び増大する維持管理コストへの対応策として、予防的な補修を計画的に進め、トンネルの長寿命化と修繕費用の縮減を図るため策定したものです。

現在、熊本県が管理するトンネル数は154本で、下のグラフはその建設年代ごとにトンネル建設本数をグラフ化したものです。

建設後50年が経過しているものは21本で、全体に占める割合は14%ですが、20年後には74本、48%となります。

15ページをごらんください。

トンネルの健全度は、現時点では5段階で評価しております。評価指標として、ひび割れ、浮き・剥落等の材料劣化、漏水の3種類を設定し、それぞれの仕様ごとに補修の緊急性の高い順に3A、2A、A、B、Sの5段階で評価を行っております。

トンネルの健全度の判定は、その3種類の評価指標の中で最も評価の低い指標で評価します。

円グラフは、5段階の評価の割合を示すものです。例えば、赤色着色は3A評価のトンネルで、グラフの中に記載の数字は、トンネル本数が16本、その割合が10%を占めることをあらわしております。

現在、補修工事は主に緊急性の高い3A評価段階のトンネルから着手しております。

16ページのグラフは、トンネルの維持管理を事後補修から予防保全に移行することで、トータルライフサイクルコストを50年後に約5分の1、20%縮減できることを示したものです。

以上、道路保全課の説明を終わります。

○松永都市計画課長 都市計画課です。

報告事項の3をごらん願います。

熊本都市圏のパーソントリップ調査について御報告いたします。

1 ページをごらん願います。

まず、パーソントリップ調査の概要について御説明いたします。この調査は、熊本市とその周辺市町5市6町1村に居住する人々の1日の動きを把握し、将来の都市圏交通に関する施策に反映させることを目的としているもので、これまでに3回実施しています。

なお、この中のトリップという言葉は目的を持った人の行動なり移動をあらわしている用語です。今回は平成20年秋に調査をいたしまして、約4.3万世帯、約9.7万人分のデータを収集いたしました。その後、このデータを用いて現況分析や交通需要予測等を行ってまいりました。

次に、2ページをごらん願います。

都市圏交通の現状と課題について、御説明いたします。

左側のグラフは、交通手段の分担についての推移を示したもので、緑色の部分の自動車利用の割合が昭和48年に比べほぼ倍増しており、自動車に過度に依存している状況となっています。

右側のグラフは、交通目的の割合の推移を示したもので、生産年齢人口の減少に伴いまして、緑色や赤色で示した朝夕の通勤・通学交通の割合が減少傾向にある一方で、高齢者の増加等に伴い、水色や青色で示した私用目的の昼間の交通が増加傾向となっています。

次に、3ページをごらん願います。

左側の図は、都市圏内の主な人の流れを示したもので、熊本市中心部と周辺市町村間の放射方向の流動が多いことから、放射道路に交通が集中している状況です。

右側のグラフは、国道57号東バイパスの混

雑を示しています。これは、現在事業中の道路整備が完了した後の平成47年時点での混雑の推計値ですが、現状よりも改善されるものの、渋滞の解消までには至らないものと推測されています。

以上のことから、都市圏交通の課題として、交通流動の変化への対応や放射道路等の主要幹線道路の渋滞対策が考えられます。

次に、4ページをごらん願います。

高齢社会の到来を踏まえ、高齢者の交通について説明したものです。

左側のグラフは高齢者の交通量ですが、前回調査時の平成9年と比較して平成47年時点では約3倍となると予測しています。ちなみに、これは都市圏交通全体の約3割を占める量となります。

また右側は年齢別の手段構成ですが、高齢者の自動車利用率が増加してきています。このため、高齢者が加害者となる交通事故は、増加傾向にあるということです。

これらのことから、高齢者の安全・安心な移動手段の確保も都市圏交通の課題と考えられます。

次に、5ページをごらん願います。

左側上段のグラフは、社会保障費の公的負担額の推移ですが、国の試算では、平成37年の公的負担額は現在の約1.5倍になると言われております。

また下段のグラフは、土木施設の維持管理費が増加していることをあらわしたもので、これに伴い新たな投資が限定されてくることを示しているものです。

また右側の写真は、都市圏交通を考える視点の施設として、道路空間における自動車と公共交通との利用状況を比較・説明したものです。

これらのことから、道路空間の既存ストックを有効活用していくための公共交通の整備も、今後の都市圏交通の課題であると考えられます。

次に、6ページをごらん願います。

本県では人口減少、高齢社会の到来などの社会情勢の変化を見据えた今後の都市圏整備の方向性として、市街地機能を集約し持続可能なまちづくりであるエコ・コンパクトシティの形成を掲げています。

また、これを前提として熊本都市計画区域については、核となる市街地が交通ネットワークで連携する多角連携型都市構造の形成を目指しているところです。

次に、7ページをごらん願います。

これまで説明してきました都市圏交通の課題や多角連携型都市構造の形成を踏まえた都市圏交通の今後の方向性としては、公共交通ネットワークの再生と都市内道路の再構築、道路整備の選択と集中の2つを考えているところです。

また今後の予定としては、御説明いたしました課題や方向性を踏まえた新たな都市交通マスタープランを策定した上で、その行動計画となるアクションプログラムを策定していくこととしています。

都市計画課からの報告は、以上です。

○緒方砂防課長 砂防課でございます。

報告事項の4をごらんください。

今月18日に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、通称土砂災害防止法の一部を改正する法律が施行されましたので、改正の概要及び県の取り組みについて御報告します。

まず、1の法改正の背景につきましては、平成26年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害におきましては、住民の避難が迅速かつ的確に行われることが重要であり、そのためには円滑に避難勧告を発令し、土砂災害に対する警戒避難体制を強化する必要性が明らかとなりました。

今後も、いつ発生するかわからない土砂災害に備え、国民の生命及び身体を保護するた

め、防災・減災対策を強化していく必要があります。このような課題に適切に対処するため、土砂災害防止法が改正されました。

次に、2の改正の概要及び県の取り組み状況について御説明します。

(1)の土砂災害の危険性のある区域の明示につきましては、住民の方々に土砂災害の危険性を認識していただくとともに、土砂災害警戒区域等の指定の促進を図るため、都道府県に対して基礎調査の結果を公表することを義務づけています。また、国土交通大臣は、基礎調査が法令の規定に違反したまたは科学的な知見に基づいていないなど、基礎調査が適正に行われていない場合は、都道府県に対して是正の要求を行うこととしています。

これに対する県の取り組みといたしましては、これまでは基礎調査の結果を区域指定後に公表していましたが、今後は区域指定の手続きを経ずに、基礎調査完了後に公表いたします。公表の方法は、県のホームページに掲載するとともに、各地域振興局と市町村の庁舎で閲覧できるようにいたします。さらに、市町村に対しまして広報誌や回覧板等により住民へ周知していただくよう要請してまいります。

以上、本年の3月までに実施する予定でございます。またその後、基礎調査が完了した区域は、随時公表してまいります。

住民の方が土砂災害の危険性を早期に認識していくことが、迅速かつ的確な避難につながり、被害の防止・軽減が期待できると考えております。

次に、(2)の円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供につきましては、都道府県知事は、土砂災害の窮迫した危険が予想されるときは、避難勧告等の判断に資するため、土砂災害警戒情報を関係市町村の長に通知すること、また一般に周知させるために必要な措置を講じなければならないこととしています。

県の取り組みといたしましては、これまで土砂災害警戒情報の提供につきましては、防災情報ネットワークを通じまして各振興局、関係市町村、消防本部等へ伝達しています。さらに、各振興局から関係市町村へ警戒情報が発表された旨を電話で伝達し、注意喚起を行うとともに的確な避難勧告等の発令に努めるよう要請をしております。

また一般の方々に対しましては、県のホームページやテレビ等の報道により周知を行っております。また、県の防災情報メールの登録者に対しましては、メールにて土砂災害警戒情報をお知らせをしております。さらに、防災行政無線等によりまして住民の方々へ伝達するよう市町村に要請してまいります。

最後に、(3)の避難体制の充実・強化につきましては、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村は当該区域ごとに市町村の地域防災計画におきまして、避難場所及び避難経路に関する事項を定めることとしてまいります。

県の取り組みといたしましては、これまで土砂災害ハザードマップの基図データを市町村に提供しております。さらに市町村に対して土砂災害警戒情報を避難勧告等の発令基準とすることや、避難場所、避難経路に関する事項、避難訓練等、避難体制の強化に向けた支援を新年度から行ってまいります。

今後も、土砂災害から県民の生命・身体を守るため、土砂災害警戒区域等の指定促進など一層の土砂災害防止対策に努めてまいります。

以上で、砂防課の報告を終わります。

○持田河川課長 河川課でございます。

報告事項の5をお願いいたします。

川辺川ダムに関する最近の状況につきまして、昨年12月19日に開催されました第11回「ダムによらない治水を検討する場」本会議の概要について御説明いたします。

会議概要は、中ほど枠内に3点まとめて記載しておりますが、それぞれの項目につきましては4の議事以降に記載しておりますので、そちらで御説明いたします。

まず、この4の議事の(1)の議会・住民説明会の概要等についてです。

これは、流域の市町村の議会、住民へのダムによらない治水の説明を行ったものですが、これについて国から説明された後、(2)の意見交換が行われました。

この意見交換の冒頭に、①のとおり知事から検討する場に関する提案がありました。この提案の要旨ですが、主なところにアンダーラインを引いておりますので、そちらをお願いいたします。

まず、検討する場において現実的な対策を最大限積み上げたこと、この対策案の実施により治水安全度は現状よりも向上いたしますが、全国の直轄河川と比較して低い水準にとどまること、そしてこれらの認識が参加者間で共有できたことは会議の当初の目的を果たしたものであると思うので、検討する場の終了を提案するというものです。ただ、治水安全度が低い水準にとどまるため、治水安全度の向上に向けて新たに何らかの形で検討を続ける必要があること、また、その検討と並行して対策案の早急な実施と防災・減災ソフト対策の取り組みにより総合的な治水対策を進めていくことも提案いたしました。

次に裏面になりますが、この提案等を受けた流域市町村長からの意見概要をまとめております。各市町村長とも知事の提案に対しましておおむね理解を示されるとともに、新たな形での検討は実効性のあるものとしてほしい、また、現対策案を早急に実施するとともに、今後も治水安全度向上のための検討を継続してほしいなどの意見がありました。

最後に5の、意見交換終了後の国、県の発言要旨ですが、新たな形での検討の具体的な内容などを協議し、次回の本会議で提示する

ことといたしました。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○東充美委員長 以上で説明が終了いたしましたので、これから質疑を受けたいと思ひます。委員の先生方から、質疑何かありませんか。

○山本秀久委員 今いろいろ執行部の皆さんが努力してくれていることはよくわかりますけども、ただ、この内容的に見て、こういうことが本当にあっているのか、本当にその地域の現状を把握しているのかというのが、私疑問を感じるわけです。

本庁の考え方と、出先機関である振興局との感覚にずれがある面がある。だから、私は地元では必ず、する、せぬは別として、陳情あったその現場に立ってみれど。机の上で考えてできることと、現場に立ってできないことがわかる、そういうときにどういふ検討をしなければならぬかということがおのずと多いんで、そこが1つあるということに気づいてほしいということ。そうすると、今までの問題で、こうやって今の治水の問題にしてもそうだ。各町村から出ている問題というのは、現場に立ったその地域の現状である、それを本当に把握していかないと、問題の処置ができないんじゃないかということに注意しておきたい。

よくね、あなたたちは、この資料は確かによく書いてある。事実その資料に基づいてその結果が生まれるのか生まれないかは、そのときの現状の把握によって違うわけだ。だから普段起きている土砂崩れにしても、相当土砂崩れが起きるものは前もって言うてあるはずだ。起きてから初めて動き出す、そういうことがまま多い、現状が多いんですよ。それはなぜかという、現場に立ってないんだ。ただ、そのことは耳にしているけれども、何

とかしなればならぬ、何とかしなればならぬで終わってしまっている。そういう現状が余りにも多過ぎるということにまず気づいてほしいという、それだけ申し上げておきたいと思ひます。

○東充美委員長 いいですか。

○山本秀久委員 はい、いい。御苦労が多いと思うけど、その御苦労の中に、やっぱり立って見たものと机の上で考えるのと、現場に立って考えるのと違うということ把握していてほしい。それをお願いしておきたいと思ひます。

○東充美委員長 では、部長から答えありますか。

○猿渡土木部長 いいですか。

○東充美委員長 お願いします。

○猿渡土木部長 ほんとですね、現場第一主義ということであります。現場がまず第一ですので、重要であるというふうに考えております。

また、先ほどのダムによらないその会議につきましても、現場をまず見るということで、各担当者は現場をまず見て、いろんなことを地元の方と相談をしながら進めていくということにしております。

今後とも現場第一主義ということで、しっかりと対応していきたいと思っております。

また地域振興局からも、いろんな御意見があるということが、御意見がありますので、それについては必ず本庁のほうにそういう情報を流して、連絡をしてほしいということ常々申し述べているところでございますので、今後ともそういう方向でさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山本秀久委員 今、部長の答弁は、確かにわかります。そうしたときにね、言った場合に返ってきてないことが多いんだ、手の打ち方が。だから、こういう状態でこのくらいのときにこうですということを現場に知らせないもんだから、住民に伝わってないことが多いんですよ。そういう組織の縦割り行政の弊害が生まれる場合も、そういう点が気づいておってほしいということを、お願いしておきたい。

○猿渡土木部長 肝に銘じて注意していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○東充美委員長 じゃ、わかりました。そういう面を部長のほうも肝に銘じてお願いいたします。

ほかに。(「もう一ついいかな」と呼ぶ者あり)

○山本秀久委員 川辺川ダムのように、何らかの形で検討を続けていく、何らかの形ということが、何らかの形で検討していくという、どういう検討をするのかということは具体的にもう出てもいいんじゃないかと私は思った、何らかのと。もう実際に起きている問題はわかるとるわけだから、何らかのことということじゃなくて、こういうふうな対応していくということがあらわれるべき点がありはせぬかと。そこに行政の違いが、現場との違いがあるということ、住民との違いがあるということに気づいていてください。言葉では「何らかの対応」と書いてある。「何らか」じゃないんだよ。その「何らか」の前に、こういう対応をしていきたいということのできるようにしてもらいたいという要望です。

○東充美委員長 いいですか、要望に関しては。

○山本秀久委員 はい、いいです。

○東充美委員長 いいですか。課長が何かあるなら。

○山本秀久委員 要望だから、いいです。要望だから、返答をもらわぬでいいです。

○東充美委員長 いいですね、はい。じゃ、吉永委員から。

○吉永和世委員 橋梁の長寿命化の部分で、頻度5年に1回、方法、近接目視とか実施者、必要な知識及び技能を有する者。この実施者という面で、わかりやすく、どういったところにあるのか、ちょっと具体的に教えていただければと。

○宮部道路整備課長 お手元の資料でいきますと9ページのところでございますが、実施者のところに必要な知識及び技能を有する者ということで記載しております。

これに関してですが、具体的に申し上げますと、一定の実務の経験を経て、その実務といえますのは、例えば具体的にいいますと大卒であれば5年以上とか、短大卒業では8年以上、高校卒業では11年以上ということで、一定の実務の経験をしていただきます。そして、その経験を経た上で、県の建設技術センターで研修を行っておりますので、その研修を受けていただく、もしくは橋梁の調査会という団体がございまして、そこが主催しております橋梁点検研修というのがございます。そこで研修を受けていただいて、修了した者というような、その方々に限って、その方々に点検をしていただくというようなことを今考えております。

以上でございます。

○吉永和世委員 じゃ、現在はいらっしゃらないということですか。

○宮部道路整備課長 現在もいらっしゃいます。

○吉永和世委員 現在いらっしゃる方というのは、今どこにいらっしゃるといふか、建設関係にいらっしゃるとか、建設業協会ですか、そういうようなところにいらっしゃるとか、何かそういったのが具体的にわかれば教えてください。

○宮部道路整備課長 具体的には、県内のコンサルタントでは、現在は約110社で約450名の方がその点検の資格をお持ちになっております。県内の業者さんでは、その方々にお願いしているという形でございます。

以上でございます。

○吉永和世委員 コンサル会社という形で思っておけばいいわけですか。建設業協会とか、そういった部分はちょっと違うと思っておけばいいわけですか。はい、わかりました。

○東充美委員長 いいですか。

○吉永和世委員 はい。

○東充美委員長 ほかの委員の先生方、質疑ありますか。（「なければ、いいですか」と呼ぶ者あり）はい。

○緒方勇二副委員長 済みません、報告事項の5番のことで持田課長にちょっとお尋ねいたします。

今後、新たな形での検討の場とかいろいろ

考えていただくんでありましょけども、現実的な対策を積み上げた結果が全国の直轄河川に比較して低い水準にとどまっているという知事の提案がなされたわけですけども、その直轄河川と比較してと言うたときにですよ、河川の特性として、まあ三大急流とも言われますが、勾配が300分の1とかですね。これは報告事項の4にも関連するのかもしれませんが、短時間のうちに水かさ上がる。その特性としてですよ、全国の直轄河川と言われますけども、急勾配の河川、全国にもたくさんある、その中では明らかに低いんでしょ。この辺ちょっと何か数字的に、国の直轄河川に比較して低い水準にとどまっているという表現の仕方がですよ、まあ急迫性の問題もありますし、短時間のうちに一気に水かさ上がる、その中での治水安全度が低いにとどまっている。何かもうちょっと流域の住民に災害に対する危機感というか、何かある意味知らしめる意味でも、この表現では私ちょっといけないんじゃないかなというような普段感じているんですけども、河川の特性がたくさんあると思うので、球磨川に関してはですよ、急流であるし勾配も急だということ考えれば、どうなんですかね。急流と言われる河川ですれば相当低い位置に今球磨川はあるわけですか、治水安全度でいえば。

○持田河川課長 今委員から御提案のありました、まずは全国の直轄河川の水準と比べて低い水準にとどまるということですが、河川のそういった改修につきましては、ある一定の目標を持った河川整備計画というのを立てて、それに向かって二、三十年間工事をやっていくというような仕組みになっております。

大体、その全国の直轄河川が平成9年からこの河川整備計画をつくってございまして、目標にしているのが戦後1位の洪水ということになります。大体これが全国で言うと、治水

安全度で言うと大体20分の1から70分の1の範囲に入っております。ですから戦後1位といっても、やはり雨の降り方で大分その幅があるというのも事実です。

で、球磨川の場合は、今積み上げた対策を全部実施したとしても、一番下の20分の1以下にとどまるというのが、全国の直轄河川と比較して低い水準にとどまるということになります。

あと、どういう安全度を目指すのかという話ですが、今、緒方委員のほうからありました急流河川といった河川の特性もありますが、その人口試算とか災害の履歴、災害が多く起きているところはそれに対処しなければ民生安定上不安が残りますので、そういったものに対処していくとか、そういったものを考えながら治水安全度というのをまず決めていくこととなります。

そういった中で、住民の方にその辺をどう理解していただくのかというのが非常に大切なこととなってくると思いますが、その認識は一緒なんですけども、住民の方々に御説明をするときには、やはり直近の大きな災害とかそういうものですね、それに対したきちんとした対応を今後の河川改修ではやっていくとか、そういったことで河川改修の目的とか手法、そういったものを御説明をして、将来、自分たちの河川がどういったものになるのかなということをしっかり御理解をしていただくというのが、まず一番大切なことだと思いますので、今後、会議ではこういった対策を積み上げましたが、実際実施をしていくときには一つ一つ住民の皆様に御説明をしながら実施をしていくこととなりますので、そういった点をちゃんと説明をしながら、御理解を得た上で対策の実施については早速にやっていきたい、そういうふう考えております。

○緒方勇二副委員長 短時間で水かさが上が

る、例えば白川でも球磨川でも特性的に、阿蘇に降った上流域に、球磨川であれば上流域に降った、何時間後ぐらいには大体これぐらいくるんだというのがおおそ皆さん知っているんですけども、その心配が、ハード事業がなかなか、治水安全度が上がらずに、ソフト事業でいろいろ今からやられますよね。そのときに、人吉市長の発言もありますけども、防災安全度という考え方があってもよいというような言い方ですけども、まさに人吉なんかはそれを周知しておかないと大変なことになるんだろうと思いますけども、避難勧告が余りにも出過ぎて、逆に頻発して、逆に逃げない、そういう状況もあるし、急流の特性としてやっぱり何らかの形でこの、20年、30年かけて整備されるにしても、積み上げてきた対策を実施されて、そのときにまさに逃げおくれがないような形を、そういう周知をどうにか新たな形の中でも検討されていかないと、向かうところの治水安全度の最終目標までには相当期間もかかるでしょうから、そういう心配も全国の直轄河川に比較して低い水準にと、この表現がどうも私たちにはなじまないんですね。そのことはもう要望で構いませんけど、住民にその辺が、流域住民に民生上の安定とおっしゃいましたけども、そういうことの周知をきちとなされたほうがいいのかというふうに思っております。これは、もう要望で構いません。

それから報告事項の4番ですけども、土砂災害防止法の改正に伴って、区域指定を経ずに公表する、基礎調査完了後速やかにということですが、この基礎調査というのはもう済んでるんですかね。

それから急迫性の周知、このことも一緒なんですけども、これが区域指定につながるように公表するという、公表の基準の見直しなんでしょうけども、このことをもって将来的にどういう姿になっていくんでしょうか。これをもって、例えばハード事業がすぐ済むの

かどうかも含め、できれば教えていただきたいんですけど。

○緒方砂防課長 まず基礎調査の進捗状況でございますけれども、今現在、危険箇所が1万3,490カ所ございますけれども、12月末時点でございますけど、基礎調査が終わったのが1万600程度終わっております。パーセントでいきますと7割強ぐらいしている状態でございます。

次の御質問が、いわゆるいきなり説明会を今やっている状況でございますけれども、それなしで基礎調査完了後すぐした場合にどういう問題になるかということですが、確かに今までは、今御説明したように住民説明会を経ましてしてましたけれども、ただ広島の大災害のときに危険性が十分周知されてなかったということで、それには2点ございまして、区域指定がまだ終わってないということと、さらにその前の基礎調査にもまだ、基礎調査は終わっておるけど区域指定が終わってないということで、危険性がなかなか周知されてなかったということがございましたので、そういうのを踏まえて、そういう状況がわかっているならば早く公表しろということが今回の法改正の状況でございますので、いわゆる危険性を周知させるという趣旨から、早く基礎調査が終わったらば公表するという形にしております。

○緒方勇二副委員長 広島の現状を見たときに、まさにおっしゃるとおりだろうと思えますし、基礎調査を終わった段階で速やかにという国の考え方もわかります。

他方で、土地の値段とかいろいろ問題も出てくるんだろうとかありますけど、要はそのことをもって区域指定につなげて、要はそこはもう危ないですよ、建築制限も当然かかってくるんだろうと思えますけれども、やっぱり基礎調査ができた段階でいろいろ民間の人た

ちも、その土地の有効利用等もいろいろ考えるときに、支障がいろいろ出てくるんだろうなと思いつつも、片方でこういう急迫性の周知をしていただかないと、人はなかなか住宅を建てるにしてもいろいろ考えるんでしょうから、その辺との兼ね合いを今からどうなされるのかなというふうに思ったもんですからお尋ねした次第です。

こういう法律がなされたので、それによって区域指定がなお一層進んで、建築もちょっと控えるべきところは控えるとかいろいろ出てくるんだろうと思えますので、安心・安全のためにこれはなお一層進めていただきたいというふうに思います。これも要望にさせていただきます。

○東充美委員長 ほかに委員の先生方。

○磯田毅委員 橋梁については、ここに頻度が5年に1回とか近接目視とか書いてありますけども、道路とトンネルについての健全度の評価というのは、調査というのはどれぐらいの頻度でどういう方法で行われるのか、ちょっと教えていただきたい。橋梁も含めてで結構ですが。

○宮部道路整備課長 橋梁も含めて。わかりました。

9ページの、まず道路法の施行規則の一部改正が、先ほど御説明したとおり26年7月1日に施行されました。これにつきましては、道路構造物ということで、橋梁のみならずトンネル、あと道路附属物等も含めてやることとなっております。

橋梁につきましては、先ほど御説明したとおり県の橋梁全体につきまして5年に一度ずつやっていくということになっております。

あとトンネル等につきましては、保全課のほうから一応御説明させていただきますので、わかります。

○高永道路保全課長 トンネルの健全度の評価方法ということだと思いますけども、15ページをごらんいただきたいと思います。

15ページには評価の指標を2つ、表として2つ掲載しております。上のほうの表がひび割れについてのものでございまして、ひび割れの幅とか長さによって、判定区分が右のほうに、3Aから2Aと書いてございます。あと、ひび割れについて評価のランク分けをしていくと。

そのほかに、先ほどの説明で申しましたように材料劣化、これは材料劣化は、浮き・剥落等の場合は表の1の16に書いてございますけども、凍害とかアルカリ骨材反応とか設計・施工の不良とか、その辺で判定区分を書いてございます。

あと、そのほか漏水については、漏水の程度、吹き出しとかしみ出しとか、その辺で3Aからランク分けでやっております。

で、それぞれの指標の中で一番評価の低いやつが、そのトンネル全体の指標としてやってまいります。

現段階では、トンネルはこの5段階の評価をしております。この5段階というのは、この表の右下に書いてございますけども、トンネル維持管理便覧あたりで統一的に決められたものでございますけども、今後、先ほど整備課長が説明しました4段階評価に見直しをしていく予定にしております。

以上でございます。

○磯田毅委員 道路については、道路。道路の健全度というか、それを調査する目安とかそういったものは。

○高永道路保全課長 道路保全課でございますけど、道路の場合は、済みませんけども、報告事項の2の2ページをごらんいただきたいと思います。

長寿命化計画の策定状況が一覧表になってございますけども、23年度に熊本県舗装維持管理計画を策定しております。これは舗装の状況を把握して、計画的な維持補修をやっていくものでございますが、この舗装につきましてはひび割れの程度とかわだち掘れ、平坦性、その辺あたりを数値化しまして、ある数字、MCI値といいますけども、その数値によって緊急度を判断して、緊急性の高いものから補修をやっていくようにしております。

それと25年度には、今説明しましたトンネルの維持管理計画がございまして、そのほかに道路の防災施設整備維持管理計画というのがございます。これは、のり面とかそういったところを防災施設関係の状況を点検して維持管理していくものでございますけども、この防災点検が完全に終わっておりませんので、これを完全に終わらせながら調査結果を反映させて維持管理計画に反映させて予防・保全に努めてまいりたいと考えております。

そのほか道路の附属物の維持管理計画というのがございますけど、これは照明灯とか道路を横断する構造物とか、そういうやつの構造物に支障がないか、落下する心配がないかというのを点検しながらやっていくものでございます。

あと、まだ策定しておりませんが、27年度までに策定を予定しております植栽維持管理計画、これらについて維持管理の方法を策定してまいりますけど、道路の維持管理につきましては、これらのいろんな項目、舗装とか防災施設とか道路附属物とか街路樹とかそういったものをあわせて点検して維持管理していくことにしております。

以上でございます。

○磯田毅委員 この3ページに、土木予算全体に占める補修の割合が、平成30年度では151億と。国土交通省のこの前私が一般質問でし

たときには2032年か2034年だったと、そのころになるとメンテナンスだけで予算をオーバーするというような国交省の白書が出ておったですけども、今のところ平成30年で328億がメンテナンス以外の事業に使うことができるようになっておるんですけども、建設コストが上がってくる中で、やっぱりどんどん、この新設とか更新のものの費用、予算というのはどんどん落ちていくわけなんです。そういったもので、今既存の計画等がうまくいくのかなという心配があって、長寿命化というのはその一番のあれでしょうけれども、やはりその心配はこの計画を見てもやっぱり残りますね。そういった面での対策は早くやっぱり、早め早めに計画変更やその長寿命化のあれをもっともっと進めてもらいたいと思います。

○東充美委員長 回答は要らないですね。

○磯田毅委員 はい。

○東充美委員長 ほかに。ほかの委員の先生はありますか。

○吉永和世委員 単純なことなんですけど、この長寿命化とって、50年を過ぎたトンネルが21あると書いてあるんですけど、長寿命化であと何年、何十年使えるものなのか。そこら辺はトンネル、トンネルで違うのかもしれませんが、大体10年は延ばそうとか20年は延ばそうとか、何かそういうのがあって、使えるものは何十年でよかったというそういう考えは、そこら辺ちょっと、どのような考え方で進めようとしているのか、そこら辺をちょっといいですか。

○宮部道路整備課長 道路整備課でございます。

橋梁を具体的にちょっと話題にして話をさ

せていただきますと、お手元の、橋梁でいきますと12ページにこの長寿命化計画のコストが半分になりますというようなことを御説明しております。これに関しましては、基本的には橋梁につきましては100年以上もつことを前提に置いて、今この分においてはシミュレーションをしております。

現在のところ、実は高度成長期にできたもので、100年を超えた橋というのがまだ、存在しているとは思いますが、そんなに多くありません。ですので、期待として100年以上もたせたいと。もともと橋は木材が多かったんですが、だんだんだんだんコンクリート橋にかわってきました、そのコンクリート橋が、当初我々が入ったころは50年という話を聞かされておったんですが、もう今はいろいろな品質も上がったし技術力も上がったということで、やはり100年をもつんじゃないかと。ただ、そのまま放置しておいておれば、その100年はないんじゃないかなというように、我々としても考えを持っておりますので、予防的に少しずつ、まあ異変を感じたら、大きい変状を来さない前に手を打っていく、そしてそれをすることによって、できれば、期待値としては100年以上、いけば永遠に、ありませんが、その永遠にというようなことも期待を込めて予防的な修繕を行ってきたいというふうに思っています。

ただ、そう言いましても、やはり命があるものですから、最終的にはやはり更新、かけかえるということがやはり必要になってくると思いますので、そこにつきましてはやはりかけかえと要は延命をしていくというような両方の、両輪で我々としては考えていきたいというふうに思っています。ですので、やはり計画的にそこは見ながら、もうこれ以上やはり手を入れても余り延命するコスト、B/Cというのが余り考えられないんじゃないかといったときには、やはりその分については更新をしていく、かけかえるということの

決断はやはり必要ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○東充美委員長 いいですね。

○吉永和世委員 はい。

○東充美委員長 ほかに。

なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございませんか。

○緒方勇二副委員長 各先生方からいろいろ、例えば長寿命化のことで随分言われたんですが、またちょっと2ページに戻りますけども、私は道路のことでちょっとお尋ねしたいなと思っておったんですが、例えば県が管理している国道あるいは県道、舗装の厚みで言いますけども、例えば市町村道が農道であったり町道である、その規格の舗装の厚みですね、でも、その地域の実態を見ると県道並み、国道並みに車両が通行している、あるいはもう産業道路化している。そういうときに、交付税とか補助事業の関係もあるのかもしませんが、これは農道です、これは町道ですのときに、舗装の厚みが随分薄かったりするんですね。でも実際は県道よりも国道よりも車両の通行が多い、そういう場合のときも長寿命化とかいろんなことを勘案して考えると、地域の実態に即して本当は舗装の厚みを厚くしてやったほうが逆に長く持つんじゃないかなあというふうに思うんですけども、それができないのが実情なのかなて、片方じゃ思うんです。

県道でも、県が管理している道路関係でもそういうことが言えるんだろうと思うんですけど、1日に5,000台以上とか通行している、あるいは今から人口が減少していけば、だんだん通行量も減ったりする部分もあるだろうし、そこで舗装の厚みとか、逆に過度に通行

量がふえるところが当然厚みが増えていくんだろうという基準の柔軟性をもうちょっと、町村道まで入れてでも考えていただいたほうがいいんじゃないかなあというふうに私たちは日常、地元においてそういうふうに感じる場所です。

それから、これ流域下水道の問題ですけども、これは人吉、球磨の事例で言います。球磨川の流域下水道でいけば、おしなべていけば1万人規模の自治体が5つあるんですよ。今の、とうとう9万人を割りました人吉、球磨。今の減じ方でいくと、2%ずつ減ってますんで、1万人の自治体で年に200人ずつ減る、10年にすれば2,000人。もう明らかに人口動態は減っていく。そのときに、この流域下水道そのものが長寿命化計画は前提条件がまずあって、あるけども片方では人口動態がどんどん減っていくときに、この運営そのものが持つのかどうか。新たな視点に立たれて、やっぱりそれもあわせて運営そのものができなきゃ長寿命化計画もできぬわけですから、ならばどうするのかという視点に立たれて、もう検討されてもいいんじゃないかなて、例えば思います。

例えば、国の予算でいけば畜産系はたくさん今度またつきました。片方じゃ地下水基本条例も1年2年じゃ結果が出ないかもしれません。しかし、耕畜連携でいろいろ堆肥も持っています。でも尿の部分ですね、し尿の尿、これをやっぱり取り組んで流域下水道で処理をしてあげるとかしなければ、酪農も畜産のほうも、やっぱりもう跡継ぎに関しては近傍地から苦情が出るとか、やっぱりそういうことで、できることなら何か処理していただきたい。硝酸性の窒素のこともありまじょうし、有八の特措法があるうちにでも、ながしか新たな視点で、もう運営そのものの将来の姿を考えていただく時期にきているんじゃないかと思うんですが、その辺これはもう要望にさせてください。そのものが受益者負

担がどんどん上がっていくような将来の姿が想像できるので、そのときのことを今のうちからもう手を打って、新たな運営の形式をぜひとも検討していただきたいなというふうに、要望しておきます。

○東充美委員長 次に、その他で何かほかの先生方はありませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後になりますが、要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付いたしております。

それでは、これもちまして第8回建設常任委員会を閉会いたします。御苦勞でございました。

午前11時8分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長